

栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育て世帯に対し、紙おむつ、おしりふきその他の育児に要する物品（以下「育児用品」という。）の購入に要する費用の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減及び安心して育児ができる環境の整備を図ることを目的として実施する栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 本市の住民基本台帳に記録されている満1歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、親権を行う者、未成年後見人その他の乳児を現に監護するものをいう。

(助成対象者)

第3条 育児用品の購入に要する費用の助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、令和8年4月1日以後に出生した乳児（以下「対象乳児」という。）の保護者とする。

(助成額等)

第4条 助成は、対象乳児1人につき2万円分の栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券（別記様式第1号。以下「プレゼント券」という。）を助成対象者に交付することにより行う。

2 助成の回数は、対象乳児1人につき1回限りとし、当該対象乳児に係る

プレゼント券の再交付はしない。

(交付の通知等)

第5条 市長は、助成対象者に対し、プレゼント券の交付について通知する。

2 助成対象者は、前項の規定による通知を受けた際、プレゼント券の交付を辞退するときは、栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券交付辞退届出書（別記様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

3 市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、市長は、速やかにプレゼント券の交付を決定するものとする。

(交付の方法)

第6条 市長は、助成対象者に対し、窓口又は郵送でプレゼント券を交付するものとする。

2 プレゼント券は、1枚につき額面金額を1,000円とし、対象乳児1人につき20枚を一括して交付するものとする。

3 プレゼント券は、助成対象者が当該対象乳児に係る出生届又は当該助成対象者に係る転入届を提出した日から当該対象乳児の1歳の誕生日前2日までに交付するものとする。

4 窓口でプレゼント券の交付を受けた助成対象者は、受領証（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

5 市長は、プレゼント券を郵送で交付するときは、簡易書留郵便その他の受領が確認できる方法により交付するものとする。

(交付の辞退)

第7条 前条第5項の方法によりプレゼント券を郵送したにもかかわらず、当該プレゼント券の有効期限までに受領しない助成対象者については、当該プレゼント券の交付を辞退したものとみなす。

(利用の方法)

- 第8条 プレゼント券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、第11条第2項の規定による登録の決定を受けた事業者の店舗にプレゼント券を提出することにより、育児用品を購入することができる。
- 2 前項の場合において、購入する育児用品の額がその購入に利用するプレゼント券の額面金額の合計額を上回るときの差額については受給者が負担するものとし、購入する育児用品の額がその購入に利用するプレゼント券の額面金額の合計額を下回るときの差額の払戻しは行わないものとする。
- 3 プレゼント券の有効期限は、当該対象乳児の1歳の誕生日の属する月の末日までとする。

(利用の禁止)

- 第9条 受給者は、プレゼント券を交換し、譲渡し、若しくは売買し、又は偽りその他不正の手段により利用してはならない。

(不当利得の返還)

- 第10条 市長は、偽りその他不正の手段により交付を受けたプレゼント券を利用した者に対し、プレゼント券の額面に相当する額の全部又は一部を返環させることができる。

(取扱店の登録)

- 第11条 プレゼント券取扱店（以下「取扱店」という。）として登録を受けようとする市内に店舗を有する事業者は、栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録申請書（別記様式第4号）により、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、取扱店としての登録の可否を決定し、栃木市あかちゃんはじめのプレゼント

券取扱店登録承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（登録内容の変更等）

第12条 取扱店は、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録事項変更届出書（別記様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

2 取扱店は、登録を廃止しようとするときは、速やかに栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録廃止届（別記様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第13条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 育児用品を取り扱わなくなったとき。
- (2) 申請又は届出の内容に虚偽があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、取扱店として適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを決定したときは、栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録取消通知書（別記様式第8号）により当該取扱店に通知するものとする。

（請求及び支払）

第14条 取扱店は、利用されたプレゼント券を月ごとに取りまとめ、翌月10日までに当該プレゼント券の額面金額の合計額に相当する額を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適

当と認めるときは、当該取扱店にその請求額を支払うものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

（表）

	《発行元 栃木市》 栃木市長	印
栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券		
1,000円		
有効期限		
	年	月末日

（裏）

対象用品 育児用品
利用にあたっての注意事項

別記様式第2号（第5条関係）

栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券交付辞退届出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券の交付を辞退したいので次のとおり届け出ます。

届出者 （保護者）	住 所 氏 名 電話番号	
	対象乳児との続柄	

対象乳児の氏名及び生年月日

氏 名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

別記様式第3号（第6条関係）

受領証

次のとおり栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券を受領しました。

届出者 (保護者)	住所 氏名 電話番号	
	対象乳児との続柄	

1 受領金額 20,000円× 人 = 円

2 受領日 年 月 日

3 対象乳児の氏名及び生年月日

氏名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

別記様式第4号（第11条関係）

栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録申請書

年 月 日

（宛先） 栃木市長

次のとおり栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店の登録を受けたいので申請します。

(事申業者)	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名	
店舗の所在地 及び名称	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
連絡先	電話番号 F A X メールアドレス	
取扱用品	<input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> その他育児用品	
備考		

別記様式第5号（第11条関係）

栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録承認（不承認）通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで申請のあった栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録について、次のとおり決定したので、栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券支給事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	承 認 ・ 不 承 認
住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名	
店舗の所在地 及 び 名 称	
取 扱 用 品	<input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> その他育児用品
不承認とした理由	

別記様式第6号（第12条関係）

栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

取扱店の登録内容を変更したいので次のとおり届け出ます。

届出者 (事業者)	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名	
変更事項	変更の内容	
変更年月日	年 月 日	
住所又は 所在地	変更前	
	変更後	
氏名又は 名称	変更前	
	変更後	
代表者氏名	変更前	
	変更後	
店舗の 所在地	変更前	
	変更後	
店舗の 名称	変更前	
	変更後	
連絡先	変更前	
	変更後	
取扱用品	変更前	<input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> その他育児用品
	変更後	<input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> その他育児用品
その他の事項		

別記様式第7号（第12条関係）

栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録廃止届

年 月 日

（宛先） 栃木市長

取扱店の登録を廃止したいので次のとおり届け出ます。

届出者 (事業者)	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名	
廃止年月日	年 月 日	
廃止理由		
備考		

別記様式第8号（第13条関係）

栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録取消通知書

年 月 日

様

栃木市長



栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券支給事業実施要綱第13条第1項の規定により、次のとおり登録を取り消したので通知します。

住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名	
店舗の所在地 及び名称	
取消年月日	年 月 日
取消理由	
備考	